

(別紙)

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添「令和8年度鳥取県立皆成学園入所棟清掃業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約及び仕様書を内容とする業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務を仕様書記載の委託業務の期間（以下「業務期間」という。）内に履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る業務委託料を支払う。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、第13条第2項に定める通知については、口頭等によることができる。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約及び仕様書における期間の定めについては、この契約又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠する。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、委託者と受託者が協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県倉吉市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する特許権等に関する訴えの場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

【契約保証金免除の場合】

(契約保証金)

- 第2条 この契約に係る受託者の契約保証金は、これを免除する。

【契約保証金納付の場合】

(契約保証金及び契約保証金の処分)

- 第2条 受託者は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇〇〇〇円を委託者に納付しなければならない。
- 2 委託者は、受託者がこの契約の内容を履行したときは、受託者の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を受託者に還付する。この場合において、返還する契約保証金には利息をつけない。
- 3 当該契約の履行について、受託者が誠実に継続して1年間業務を履行したと認められる場合には、この契約に定める業務期間の満了前であっても受託者の請求に基づき、委託者は契約保証金の一部又は全部を受託者に払い戻すことができる。この場合において、返還する契約保証金には利息をつけない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第4条 受託者は、委託者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- 2 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- (1) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合
- (2) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合
- 3 受託者は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して責任を負わせなければならない。

(秘密の保持)

- 第5条 受託者は、業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託者の承認を受けな

(別紙)

いで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

- 2 受託者は、業務に従事する者並びに前条の規定により業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 委託者は、受託者が前2項の規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し業務に係る契約の解除又は損害賠償を請求することができる。
- 4 前各項の規定は、業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(個人情報保護)

第6条 受託者は、業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、従事者等に対して特記事項を遵守させなければならない。
- 3 前各項の規定は、業務に係る業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(特許権等の使用)

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は作業法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその業務仕様又は作業法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務管理担当者の選任)

第8条 委託者は、この契約の履行に関し鳥取県立皆成学園総務課の担当職員を業務管理担当者として受託者に通知する。この場合において、業務管理担当者を変更したときも同様とする。

- 2 業務管理担当者は、この契約の履行に関し、この契約に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての次条に定める受託者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約及び仕様書の記載内容に関する受託者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- 3 委託者が業務管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、受託者から委託者に提出する書類は、業務管理担当者に提出すること。
- 4 前項の書類は、業務管理担当者に提出された日をもって、委託者への提出日とみなす。

(業務責任者の選任)

第9条 受託者は、業務責任者を選任し、その氏名を書面（仕様書様式第1号）により委託者に通知しなければならない。この場合において、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 前項で選任した業務責任者は、以下の事項について処理すること。
 - (1) 業務担当者の指導監督及び業務の総括
 - (2) 業務履行に関する委託者との業務連絡及び調整
 - (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

(業務担当者の配置)

第10条 受託者は、業務に支障のないよう的確な業務担当者を配置すること。

- 2 前項で選任した業務担当者は、以下の事項について処理すること。
 - (1) 業務責任者から指示された作業内容の実施及びその作業結果の報告
 - (2) 業務責任者との業務連絡及び調整
 - (3) その他この契約の目的達成に必要な事項
- 3 受託者は、業務担当者の配置替え等を行うときは、業務処理能力の低下その他支障の生じることのないよう配慮して行うこと。

(別紙)

(業務関係者に関する措置要求)

- 第11条 委託者は、受託者が業務に着手した後に業務責任者又は業務担当者が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(業務の調査)

- 第12条 委託者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について調査し、受託者に対して報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(検査)

- 第13条 受託者は、仕様書8の規定に基づき各月に係る業務の完了(仕様書様式第2号)を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、業務を合格と認めるときは、その旨を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定による検査に合格しないときは、委託者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、委託者の検査を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の再検査の場合において準用する。

(責任の制限)

- 第14条 委託者と受託者双方の責めに帰することのできない理由により、受託者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受託者は、当該部分についての義務の履行を免れるものとし、委託者は、当該部分について業務委託料の支払い義務を免れる。

(作業の手直し等)

- 第15条 委託者は、受託者の実施した作業が仕様書に適合していないと認めるときは、受託者に対し、作業の手直し及び業務の改善を指示することができる。この場合における費用は、受託者の負担とする。

(業務委託料の支払)

- 第16条 受託者は、第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の検査が合格と認められた通知を受けた場合、「支払計画表」(別添3)に定める業務委託料の支払いを請求することができる。その場合、速やかに当該月に係る業務委託料の請求書を委託者へ提出する。
- 2 委託者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る業務委託料を支払う。
- 3 委託者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受託者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を委託者に請求することができる。

(必要経費の負担)

- 第17条 受託者は、業務の実施に必要な次の経費を負担する。
- (1) 業務に必要な機械器具類及び消耗品類に要する経費
- (2) その他業務に附帯する経費
- 2 受託者は、業務の実施に必要な次の経費について、事前に委託者の承諾を得ることにより無償で使用できる。
- (1) 業務に必要な光熱水費
- (2) 資機材置場及び控室(以下「資機材置場等」という。)の維持管理に要する経費

(支給材料)

- 第18条 委託者は、業務の実施に必要があると認める場合は、受託者に対して支給材料(トイレッ

(別紙)

トーパー、ごみ袋等)を提供するよう努める。

- 2 受託者は、委託者から支給材料の提供を受けた場合は、責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(貸与品)

第19条 委託者は、業務の実施に必要があると認める場合は、受託者に対して貸与品を貸与するよう努める。

- 2 受託者は、委託者から貸与品の貸与を受けた場合は、責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(資機材置場等)

第20条 委託者は、業務の実施に必要があると認める場合は、受託者に対して資機材置場等を提供するよう努める。この場合において、行政財産の使用料は免除とする。

- 2 受託者は、委託者から資機材置場等の提供を受けた場合は、責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(業務内容の変更)

第21条 委託者は、必要があるときは、業務内容の変更を受託者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、変更契約を締結することにより業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による業務委託料の変更)

第22条 業務期間内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ業務委託料が著しく不相当となったときは、委託者と受託者が協議して変更契約を締結することにより業務委託料を変更する。

(臨機の措置)

第23条 受託者は、業務の実施に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、又は委託者と受託者が協議して、現場の状況に応じた臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置を講じる。

- 2 前項の場合において、受託者は、講じた措置の内容を遅滞なく委託者に報告しなければならない。
- 3 委託者は、業務上特に必要があると認めるときは、受託者に対し臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した経費のうち、業務委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(損失負担)

第24条 受託者は、業務の実施について委託者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、受託者の負担において賠償すること。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由によるときはその限度において委託者の負担とする。
- 3 受託者は、受託者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は前項の規定による賠償の責めを負わない。

(追完請求権)

第25条 委託者は、業務の検査完了後において、業務が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであることが発見された場合、受託者に無償で補修及び履行の追完を請求することができる。

(別紙)

- 2 前項の規定により委託者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は受託者に対して代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者が受託者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(任意解除)

- 第26条 委託者は、次条又は第28条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除する場合、契約解除の2か月前までに文書により受託者に通知する。この場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、受託者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

(催告による解除)

- 第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由がなく、始期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 業務を遂行する見込みがないとき又は業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として業務委託料の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

- 第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 業務の履行不能が明らかであるとき。
 - (2) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (5) 受託者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(別紙)

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として業務委託料の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

- 第29条 第27条第1項各号及び前条第1項第1号から第4号までの規定に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(賠償の予定)

- 第30条 受託者が第28条第1項第5号に該当する行為をしたと委託者が認めたときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、受託者は、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

(受託者の契約解除権)

- 第31条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 委託者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより受託者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務期間の満了又は契約解除に伴う措置)

- 第32条 受託者は、業務期間の満了又は契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第13条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料を受託者の故意又は過失により滅失若しくは毀損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、業務期間の満了又は契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品を受託者の故意又は過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 受託者は、業務期間の満了又は契約が解除された場合において、資機材置場等に受託者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、資機材置場等を修復し、原状に復してから委託者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は資機材置場等の修復及び原状の回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、資機材置場等を修復及び原状の回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復及び原状の回復について異議を申し立てることができず、また、委託者の処分又は修復及び原状の回復に要した費用を負担しなければならない。

(遅延利息の徴収)

- 第33条 受託者の責めに帰すべき理由により、受託者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、委託者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を受託者より徴収することができる。

(賠償金等の徴収)

- 第34条 受託者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託

(別紙)

料を相殺するものとし、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第35条 この契約の各条項において委託者と受託者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、委託者が定めたものに受託者が不服があるときその他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じたときは、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者で折半し、その他のものは委託者と受託者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者及び業務担当者の業務の実施に関する紛争については、第11条第2項の規定により受託者が決定を行った後又は受託者が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、委託者又は受託者は、前項のあつせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第36条 業務に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。